

## 「東京総合写真専門学校校長選出規則」施行細則

(趣旨)

第1条 この施行細則は、「東京総合写真専門学校校長選出規則」(以下、「校長選出規則」という)の施行に必要な事項を定めることを目的とする。

(校長選出委員会の開催)

第2条 第1回校長選出委員会(以下、「委員会」という)は、校長の任期満了日の半年前に理事長が招集する。ただし、任期の途中で校長が欠けた場合は、すみやかに招集する。

2 第2回以降の委員会は、校長選出委員会委員長が招集する。

(第1回委員会)

第3条 第1回委員会において、次の業務を行う。

- (1) 委員の互選により委員長及び副委員長を置く
- (2) 校長候補者募集期間、候補者選出期日を決定する。
- (3) その他必要と認められる業務

(議事録の作成)

第4条 委員会は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、委員長及び出席した委員のうちから互選で選ばれた委員2名が署名捺印し、常にこれを事務室に備え置かなければならない。

(候補者の募集)

第5条 委員会は、校長候補者募集要項を学内掲示版に掲示し、校長候補者を広く募る。

(推薦書の記載事項)

第6条 校長選出規則第4条第1項の規定に基づく推薦は、次の事項を記載した文書によって行う。

- (ア) 校長候補者とすべき者の氏名及び生年月日
- (イ) 推薦人全員の氏名、本学との関係、及び捺印
- (ウ) 推薦文
- (エ) 候補者の略歴及び業績書

(候補者の公示)

第7条 委員会は、応募のあった候補者の氏名と略歴及び推薦人の氏名を、本校ウェブサイト上に公示する。

(聴聞)

第8条 委員会は、必要に応じて、候補者・推薦人の話を聞く。

2 委員会外での聴聞は単独の委員で行ってはならない。必ず二人以上の委員が同席して行う。

(校長選出)

第9条「校長選出規則」第3条に定められた通り、委員会において校長を選出する。

(解散)

第10条 校長就任後、委員会は解散する。

附則 1. この規定は平成23年10月1日から施行する。